

船舶安全法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項各号に規定される船舶の船体、機関、救命設備、航海用具等に関する事項については、船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）、船舶救命設備規則（昭和40年運輸省令第36号）、小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）（以下「船舶安全法施行規則等」という。）その他の関係省令において定められている。

今般、知床遊覧船事故を踏まえ、小型旅客船等の安全対策を強化するため、船舶安全法施行規則等の改正を行う必要がある。

2. 概要

（1）船舶安全法施行規則の一部改正

①船舶自動識別装置等の備え付けの義務化（新設）

沿海区域を航行区域とする旅客船又は告示で定める旅客の輸送の用に供する船舶に対して、当該船舶に自動的に自船の位置を発信することができる装置（以下「船舶自動識別装置等」という。）を備えなければならないこととする。

②船舶自動識別装置等の備え付けの適用除外（新設）

他の規定により船舶自動識別装置を備える船舶及び浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備える船舶には、船舶自動識別装置等の備え付けの義務付けを適用しないこととする。

（2）船舶救命設備規則の一部改正

①位置保持型膨脹式救命いかだ[※]の要件（新設）

膨脹式救命いかだには、船上から人員が乗り込むことができるように自身の位置を調整し、かつ、乗艇場所に保持するための装置が備え付けられていなければならないものとする。

※乗り移り時の落水危険性を軽減するため、その位置を調整し保持することができる救命いかだ

②降下式乗込装置の要件の変更（第47条の2関係）

水面上4.5メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだに使用する降下式乗込装置（沿海区域を航行区域とする船舶であって国際航海に従事しない船舶に備え付けるものに限る。以下「当該降下式乗込装置」という。）の要件について、以下の改正を行う。

- ・当該降下式乗込装置のうち、最小航海喫水においていずれの側に20度横傾斜した場合にも安全かつ迅速に乗り込むことができるものは、水面に達するのに十分な長さのものでなくてもよいこととする。
- ・連結された救命いかだを迅速に離脱させることができる離脱装置を降下路の下部に取り付けなければならない要件は、当該降下式乗込装置のうち、降下

式乗込装置の降下路の下部に救命いかだを連結することができる装置を取り付けるものに限り求めることとする。

③第1種船、第2種船及び第3種船に備え付けなければならない救命いかだの要件の変更（第48条第3項（第56条第2項）及び第63条第3項関係）

以下の船舶について、進水装置用救命いかだに代えて「水面上4.5メートル未満の甲板から乗り込む救命いかだ」を備え付けてもよいこととされていたところ、これを「水面上1.2メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型膨脹式救命いかだ」とする。

- ・第1種船（国際航海に従事する旅客船）及び第2種船（国際航海に従事しない旅客船）
- ・告示で定める旅客の輸送の用に供する長さ85メートル未満の第3種船（国際航海に従事する総トン数500トン以上の旅客船以外の船舶）

④旅客の輸送の用に供する第4種船に備え付けなければならない救命いかだの要件の追加（新設）

告示で定める旅客の輸送の用に供する第4種船（第1種船、第2種船及び第3種船以外の船舶）のうち遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とするものに備え付ける救命いかだは、以下のうちいずれかでなければならないこととする。

- ・進水装置用救命いかだ
- ・水面上1.2メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型救命いかだ
- ・当該救命いかだの定員分の人員が30分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ

⑤救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる場合の考慮事項の明確化（第57条第3項及び第69条第2項関係）

以下の船舶については、救命艇又は救命いかだに代えて救命浮器又は救命浮環を備え付けることができる場合において管海官庁が考慮する事項として、「航行区域の水温や航海の態様」を明記する。また、この場合以外の場合であっても、救命艇又は救命いかだに代えて管海官庁が適当と認める救命浮器を備え付けることができるものとする。

- ・沿海区域を航行区域とする第2種船及び第4種船のうち、航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で2時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑥救命艇、救命いかだ又は救命浮器の備え付けの義務化（新設）

以下の船舶のうち管海官庁が航行区域の水温や航海の態様を考慮して必要と認めるものに対し、最大搭載人員を収容するため十分な救命艇、救命いかだ又は管海官庁が適当と認める救命浮器の備え付けを義務化するとともに、備え付ける救命いかだについて、④と同様の要件を課すこととする。

- ・平水区域を航行区域とする第2種船
- ・平水区域を航行区域とする船舶のうち告示で定める旅客の輸送の用に供する第4種船

（3）小型船舶安全規則の一部改正

①位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだの要件（新設）

位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだには、船上から人員が乗り込むことができるように自身の位置を調整し、かつ、乗艇場所に保持するための装置が備え付けられていなければならないものとする。

②浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置の備え付けの義務化（第 58 条第 1 項関係）

近海以上の航行区域を有する小型船舶であって旅客船又は告示で定める旅客の輸送の用に供するものには、船舶救命設備規則に規定する浮揚型衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならないこととする。

③小型船舶用膨脹式救命いかだ又は救命浮器の備え付けの義務化（新設、第 58 条第 4 項及び第 5 項関係）

沿海区域又は平水区域を航行区域とする小型船舶のうち、旅客船又は告示で定める旅客の輸送の用に供する小型船舶であって検査機関が航行区域の水温や航海の態様を考慮して必要と認めるもの（以下「当該小型船舶」という。）については、小型船舶用膨脹式救命いかだ又は検査機関が適当と認める救命浮器を備え付けなければならないこととする。

④当該小型船舶に備え付ける救命いかだの要件（新設）

当該小型船舶に備え付ける小型船舶用膨脹式救命いかだは、以下のうちいずれかでなければならないものとする。

- ・水面上 1. 2メートル未満の甲板から乗り込む位置保持型小型船舶用膨脹式救命いかだ
- ・当該小型船舶用膨脹式救命いかだの定員分の人員が 30 分以内に乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む小型船舶用膨脹式救命いかだ

⑤降下式乗込み装置の積み付け（第 59 条関係）

降下式乗込装置は、非常の際に容易かつ迅速に使用できるよう検査機関が適当と認める方法により積み付けなければならないこととする。

（4）経過措置（附則関係）

○以下の経過措置を定める。

- ・施行日前に建造契約が結ばれた旅客船（遊漁船を除く。）については、施行日以後最初に行われる定期検査までは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる旨の経過措置を定めることとする。
- ・令和 7 年 4 月 1 日前に建造契約が結ばれた遊漁船及び旅客船以外の船舶（告示で定める旅客の輸送の用に供する船舶）については、令和 7 年 4 月 1 日以後最初に行われる定期検査までは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる旨の経過措置を定めることとする。
- ・施行日（遊漁船及び旅客船以外の船舶にあつては令和 7 年 4 月 1 日）において、既に備え付けている救命いかだ又は小型船舶用膨脹救命いかだ（水面上 1. 2メートル以上の甲板から乗り込むものにあつては乗込装置により乗り込むものに限る。）については、これを引き続き備え付ける場合に限り、改正後の船舶救命設備規則又は小型船舶安全規則の要件を満たす救命いかだ又は小型船舶用膨脹救命いかだとみなす旨の経過措置を定めることとする。
- ・施行日（遊漁船及び旅客船以外の船舶にあつては令和 7 年 4 月 1 日）におい

て、現に備え付けている改正後の船舶救命設備規則又は小型船舶安全規則には適合しない救命いかだ又は小型船舶用膨脹式救命いかだをこの省令の施行日以降に同型のものに取り替える場合は、検査機関が差し支えないと認める場合に限り、改正後の船舶救命設備規則又は小型船舶安全規則の要件を満たす救命いかだ又は小型船舶用膨脹救命いかだとみなす旨の経過措置を定めることとする。

- ・ 施行日（遊漁船及び旅客船以外の船舶にあつては令和7年4月1日）において現に備え付けている小型船舶用衛星利用非常用位置指示無線標識装置については、これを引き続き備え付ける場合に限り、従前の規定によることができる旨の経過措置を定めることとする。
- ・ 施行日（遊漁船及び旅客船以外の船舶にあつては令和7年4月1日）以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前各項の規定にかかわらず、検査機関の指示するところによる旨の経過措置を定めることとする。

（5）その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和5年12月下旬

施 行：令和6年4月1日